

## 長期優良住宅技術的審査（長期使用構造等確認）

長期使用構造等確認申請（第8条に係るものに限る。）に係る料金（以下「確認料金」という。）は、次のとおりとする。（令和4年10月1日から適用）

- (1) 別表16と別表17の合計額が、確認料金です。
- (2) 戸建住宅（併用住宅含む。）を性能評価と一体で申請する場合は、確認料金は8,000円（税込）で実施します。
- (3) 構造計算が必要な建築確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の確認料金を半額にします。
- (4) 住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証等を受けたものの確認料金は半額にします。
- (5) 増改築に係る確認料金は、別表18によります。
- (6) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微変更該当証明を含む。）は、関係する区分に係る確認料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更確認（戸建住宅）料金は、1住戸当たり5,000円（税込み）とします。（軽微変更該当証明を含む。）
- (7) 再交付料金は、1通につき2,200円（税込み）とします。
- (8) 上記以外の確認料金は、申請者と当機関が協議して決めます。

別表第16 耐震性の区分に係る確認料金 （単位：円、消費税込）

住棟の延べ面積		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		19,000
共同住宅等	500㎡以内	57,000
	500㎡超え 1,000㎡以内	111,000
	1,000㎡超え 3,000㎡以内	233,000
	3,000㎡超え 5,000㎡以内	435,000
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	864,000
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	1,586,000
	20,000㎡超え 30,000㎡以内	2,393,000
30,000㎡超え		2,948,000

別表第17 耐震性以外の区分に係る確認料金 （単位：円、消費税込）

確認対象戸数（M）		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		41,000
共同住宅等	10戸以下	$31,000 + 17,000 \times (M-1)$
	11戸以上 100戸以下	$175,000 + 8,300 \times (M-10)$
	101戸以上 200戸以下	$832,000 + 7,900 \times (M-100)$
	201戸以上 300戸以下	$1,522,000 + 7,500 \times (M-200)$
	301戸以上 400戸以下	$2,172,000 + 5,600 \times (M-300)$

※ 1,000円未満の端数は切捨てです。

※ 401戸以上は、見積もりによります。

別表第 18 増改築に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数	料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）	56,000

- ※ 上記の料金は、温熱環境に関する表示すべき事項を断熱等性能等級とした場合の料金である。一次エネルギー消費量等級の場合は、10,000円追加する。
- ※ センターが確認に当たり調査等を必要とする場合は、追加料金が必要です。
- ※ 共同住宅等は、見積もりによります。